

現在、高校生の約8割が、大学や短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程などの高等教育機関へ進学しています(文部科学省学校基本調査)。進学後は、多くの学生の皆さんがアルバイトを経験し(大学生のアルバイト就労率約8割:全国大学生生活協同組合連合会 第55回学生生活実態調査)、その収入により自らの生活の一部を支えています。

学生生活の中心は学業ですから、アルバイトをする場合は、極力学業に支障のないように配慮すべきですが、いろいろな理由からアルバイトを行うことがあります。アルバイトは、社会の一端を担いながら自身の成長に繋げていく契機にもなるでしょうが、実社会と接するということは、何らかのトラブルの当事者になる可能性もあるということです。実際に、平成27年度に厚生労働省が行った調査でも明らかになったように、学生1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件のうちの約6割が労働条件通知書を雇入れ時に渡されておらず、また約5割が何らかのトラブルに巻き込まれたと回答されています。

私たちの人生にとって、働くことは、生活のための収入を得るとともに、「生きがい」や「人生の充実」をもたらし、実り豊かな人生を送ることができる一方、働く中でトラブルの当事者になった場合には、働くことを消極的に捉えてしまうかもしれません。社会に出て、多くの人々と接すると様子は違って、様々なトラブルに遭遇するかもしれません。そのような時、知識を持っていれば、トラブルを避けられたり、適切に対処できる可能性が高まります。

本書は、学生の皆さんが、アルバイトを始める前やインターンシップを始める前、就職活動を始める前など、社会と接する前の学内における様々な機会において、労働法や制度に関する知識を習得することが大切であると考え作成したものであり、多様な場面に応じた8テーマを設定しました。本書を活用することによって適切な知識を身につけ、将来、学生の皆さんが、不当な職場環境に置かれた場合に、少しでも「おかしい」と気付けるように、そして「おかしい」と気付いた場合には、適切な所に相談するなどの対処ができるようになれば望ましいと考えています。

(1) 大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果

① 厚生労働省調査(平成27年度)の結果(抜粋)

平成27年8月下旬から9月にかけて、大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対し、アルバイトに関する意識調査を行いました。回答者1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件の結果は以下のようになっています。これらの大学生の多くがアルバイトでトラブルにあっていること、労働法や制度の理解が十分でないことや、行政機関等の専門の相談機関に相談した人がほとんどいなかったことが分かりました。

- ・ 労働条件確保にとって重要となる「労働条件通知書」等が交付されていない。
 - 58.7%が労働条件通知書等を交付されていないと回答。
 - 労働条件について、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないとの回答が19.1%。
- ・ 学生が経験したアルバイト1,961件のうち、48.2%が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答。
 - 労働基準関係法令違反のおそれがあるトラブルとしては、多いものから、「準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった」、「1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」、「実際に働いた時間の管理がされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働かされたなど)」といったものが挙げられる。
 - その他労使間のトラブルと考えられるものとしては、「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」、「一方的に急なシフト変更を命じられた」、「採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた」といったものが挙げられる。

第2章：若者への労働法や制度に関する教育の必要性

- ・ 相談の問題
 - アルバイトで困ったことがあった時の相談先は、知人・友人に相談した場合が最も多く（32.0%）、次いで家族（23.6%）、インターネットで調べた（10.1%）、学校や職場の先輩に相談した（9.6%）であった。
 - 他方、アルバイトを辞めた（10.7%）、何もしなかった（10.1%）との回答も認められた。
 - 行政機関等の専門の相談窓口相談した割合は1.6%であった。
- ・ より詳しくは、以下のリンク先の情報へ
厚生労働省ホームページ「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果について（平成27年11月9日）」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>

② 学生等のアルバイトに関する問題に対する対応

厚生労働省では、平成28年度から、4月から7月（特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期）にかけて、全国の大学等と連携し「『アルバイトの労働条件を確かめよう！』キャンペーン」を全国で実施していますが、その中で大学生等からあった主な相談内容は以下のようなものです。

- アルバイト先で、店長から指示されてタイムカードを打刻した後も働かされ、その分の賃金を支払ってもらえない。
- アルバイト先を辞めようとしたところ「代わりを連れてこないと損害賠償を求めると言われ、退職をさせてもらえない。
- 8時間以上働いても休憩時間が20分も取れない。

（2）長時間労働が疑われる事業場について

厚生労働省では、各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し、労働基準監督署による監督指導を行っています。

令和3年度においては、32,025事業場に対して監督指導を実施し、34.3%に当たる10,986事業場に対して、違法な時間外労働について、是正・改善に向けた指導を行いました。

※長時間労働が疑われる事業場に対する令和3年度の監督指導結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27109.html

(3) 個別労働紛争について

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争を「個別労働紛争」といいます。

具体的には、解雇、雇止め、賃金の引き下げ、配置転換などの労働条件や、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関するものです。

厚生労働省では、これら個別労働紛争を未然に防止し、早期に解決を図るために、「総合労働相談(※1)」や、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」を行っています。

- ・総合労働相談件数 1,248,368件(令和4年度、前年度比0.5%増)
→うち民事上の個別労働紛争(*2)相談件数 272,185件(令和4年度、前年度比4.2%減)
- ・総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が69,932件と、11年連続で最多
- *1 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など379か所(令和5年4月1日現在)に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応

※より詳しくは以下のリンク先へ

「個別労働紛争解決制度(労働相談、助言・指導、あっせん)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html

(4) 若者が社会に出た後の実態について

令和4年3月の大学学部卒業者で見ると、卒業後、大半は正規の職員等(雇用期間の定めのない会社員など)として就職をしていますが、雇用期間が1年未満の有期雇用労働者(パート、アルバイトなど)、臨時労働者、進学も就職もしていない者も約11%になっています。

また、厚生労働省の調査によれば、平成31年3月卒の若者のうち、高卒で35.9%、短大等卒で41.9%、大卒で31.5%が卒業後3年以内に離職しています。

① 若者の雇用形態や働き方の実態

大学学部卒業者(令和4年3月)について見ると、就職者(無期雇用労働者、自営業主等)となった者は74.5%ですが、一時的な仕事に就いた者(1か月以上1年未満の有期雇用労働者及び臨時労働者)が1.9%、また進学も就職もしていない者が9.4%となっています。

※ より詳しくは以下のリンク先へ

文部科学省ホームページ「学校基本調査－令和4年度結果の概要－」

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591_00007.htm

② 若者の離職状況(新規学卒就職者の在職期間別離職率)

学歴別就職後3年以内離職率(平成31年3月卒)は以下のとおりです。

- 高卒 35.9% (1年目：16.3%、2年目：10.1%、3年目：9.6%)
- 短大等卒 41.9% (1年目：17.8%、2年目：11.8%、3年目：12.3%)
- 大卒 31.5% (1年目：11.8%、2年目：9.7%、3年目：10.0%)

※ より詳しくは以下のリンク先へ

厚生労働省ホームページ「新規学卒者の離職状況」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137940.html>